

半 期 報 告 書

(第 8 期中) 自 平成19年 4 月 1 日
至 平成19年 9 月30日

株式会社アイフリーク

(941979)

第 8 期中 (自平成19年 4 月 1 日 至平成19年 9 月30日)

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社アイフリーク

目 次

	頁
第 8 期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第 1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第 2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【販売の状況】	6
3 【対処すべき課題】	6
4 【経営上の重要な契約等】	6
5 【研究開発活動】	6
第 3 【設備の状況】	7
1 【主要な設備の状況】	7
2 【設備の新設、除却等の計画】	7
第 4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【株価の推移】	17
3 【役員の状況】	17
第 5 【経理の状況】	18
1 【中間財務諸表等】	19
第 6 【提出会社の参考情報】	41
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	42
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成19年12月18日

【中間会計期間】 第8期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社アイフリーク

【英訳名】 I-FREEK CO., INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永 田 万里子

【本店の所在の場所】 福岡県福岡市中央区大名二丁目4番22号

【電話番号】 092(738)3800(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 山 内 征 宏

【最寄りの連絡場所】 福岡県福岡市中央区大名二丁目4番22号

【電話番号】 092(738)3800(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 山 内 征 宏

【縦覧に供する場所】 株式会社アイフリーク 東京支店
(東京都港区麻布十番一丁目10番10号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (千円)		638,939	892,836	448,823	1,530,072
経常利益 (千円)		175,266	136,337	142,803	401,243
中間(当期)純利益 (千円)		102,824	76,536	80,636	237,173
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)					
資本金 (千円)		134,886	457,976	25,369	457,976
発行済株式総数 (株)		9,905	22,710	6,820	22,710
純資産額 (千円)		435,316	1,293,323	113,163	1,216,374
総資産額 (千円)		789,932	1,667,418	309,548	1,631,371
1株当たり純資産額 (円)		43,919.58	56,895.14	16,592.91	53,524.96
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)		14,166.50	3,370.18	12,910.25	13,615.30
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)			3,311.71		13,159.52
1株当たり配当額 (円)					
自己資本比率 (%)		55.1	77.5	36.6	74.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)		49,247	80,851	9,442	137,017
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)		86,213	67,025	34,192	109,249
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)		292,482	4,133	52,006	889,209
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)		285,020	964,441	29,504	946,481
従業員数 [外平均臨時雇用者数] (名)		47 [18]	75 [8]	22 [5]	61 [17]

(注) 1 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第7期中間会計期間より中間財務諸表を作成しておりますので、第6期中間会計期間の記載はしておりません。

4 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため記載しておりません。

5 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び第7期中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

- 6 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 7 当社は平成18年1月25日付で株式1株につき20株の株式分割を行っております。また、平成18年11月7日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。この影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

回次	第6期中	第7期中	第6期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
1株当たり純資産額 (円)		21,959.79	8,296.46
1株当たり中間(当期)純利益 (円)		7,083.25	6,455.13
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)			
1株当たり配当額 (円)			

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において当社は関係会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

なお、当社は平成19年12月5日付で株式会社フィール・ジーを設立いたしました。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 中間財務諸表等 (1)中間財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載しております。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	75 [8]
---------	-----------

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間における平均人員を[]外数で記載しております。

2 従業員数には、使用人兼務取締役4名を含んでおります。

3 従業員数が当中間会計期間において14名増加しておりますが、これは、事業規模の拡大に伴う中途採用等によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は組成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、堅調な企業の業績推移や設備投資の伸び等に見られるように、引き続き拡大基調で推移いたしました。

モバイル業界におきましては、携帯電話加入契約数が、当中間会計期間末には前事業年度末比2.7%増の9,933万台となり、成長の鈍化が見られる一方で、第3世代移動通信サービスである3G対応の携帯電話契約数は着実に拡大しており、前事業年度末比13.5%増の7,932万台に達しております（携帯電話加入契約数は社団法人電気通信事業者協会調べ）。高機能な携帯電話端末の普及により、当社の主力であるデコメーション（当社が提供する携帯電話向けHTML形式メールサービスの総称）コンテンツを利用できる機種は確実に増加しておりますが、リッチコンテンツの普及や有料サイトと無料サイトの二極化等、モバイルコンテンツ業界の市場構造自体が急激に変化しているため、モバイルコンテンツを提供する企業間の競争も激化しております。このような環境の中、当社は総合コミュニケーションプロバイダーとして、より付加価値の高いサービスの提供と、新たな収益機会を創出する新規事業の構築を推進し、強固な事業基盤の確立を目指しております。

これらの結果、当中間会計期間における売上高は、中間期としては過去最高の892百万円（前年同期比39.7%増）となりました。一方、利益面につきましては、無料サイトの開設による広告費の先行投入等により、営業利益は136百万円（前年同期比22.8%減）、経常利益は136百万円（前年同期比22.2%減）、中間純利益は76百万円（前年同期比25.6%減）となりました。

事業別の概況は、次のとおりであります。

モバイルコンテンツ事業

モバイルコンテンツ事業におきましては、収益性を高めながら成長性の維持に取り組んだことで、業績は堅調に推移し、売上高は857百万円（前年同期比40.6%増）となりました。

当中間会計期間におきましても、複数の新規コンテンツの投入により、新規会員の獲得に努め、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、(株)NTTドコモ）、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社の主要3キャリアに対して、幅広いユーザーニーズに応えられるコンテンツを揃えることができました。

当社のコンテンツの素材制作を担う独自のクリエイターネットワークサイト「CREPOS（クリパス）」の登録クリエイターは、当中間会計期間末現在で約2,100名（前事業年度末は約550名）、総素材数は約64,000点（前事業年度末は約49,000点）となり、高品質かつ人気の高い素材の安定的な確保を可能にしました。

デコメーションコンテンツ以外のコンテンツといたしましては、3G対応携帯電話向けに、電子書籍サービス及び携帯電話のカスタマイズピクチャー（(株)NTTドコモが提供する「きせかえツール」機能向けコンテンツ）を提供しております。このように、デコメーションコンテンツ以外のコンテンツにおきましても、クリエイターが活躍できる場は着実な広がりを見せました。

今後、デコメーション市場の拡大に伴い、ユーザー獲得競争が激化する中で、計画的な新規コンテンツの投入やサイト運営、優秀なクリエイターの確保等に努め、更なる会員獲得を図ってまいります。

モバイルマーケティング事業

モバイルマーケティング事業におきましては、受託事業を中心に前事業年度からの継続した売上により、売上高は35百万円（前年同期比22.3%増）となりました。

当中間会計期間からは、事業の収益性を高めるべく、広告収入の獲得と有料コンテンツへの会員導線確保を目的とした無料コンテンツの拡充を図りました。

平成19年4月には、メールマガジン発行機能を持った無料デコレーションコンテンツ「デコスタ」の提供を開始いたしました。その後、平成19年7月にはメールマガジン内で発行者ユーザー自身が自由に広告掲載を行える等、長期的に利用して頂けるためのバージョンアップを行い、ユーザーの付加価値を高めました。

また、平成19年7月には、10代から20代の女性をターゲットとした無料サイト「デコリたガール」を開設いたしました。「デコリたガール」は、デコレーションコンテンツを無料で提供するサイトです。素材のダウンロードやサイトの閲覧は全て無料で、スポンサー広告をクリックすると加算されるポイントを消費して素材をダウンロードするシステムとなっております。「デコリたガール」におきましても、平成19年8月に大幅リニューアルを行う等、常に魅力あるサイト構築を続けることで会員を獲得し、将来の有料コンテンツ会員の確保に努めております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下、資金）は、法人税等の支払、固定資産の取得等の資金の減少要因がありましたが、売上の増加に支えられたこと等により、前事業年度末に比べ17百万円増加し、当中間会計期間末には、964百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、80百万円（前中間会計期間は49百万円）となりました。

これは、法人税等の支払148百万円等があったものの、売上債権の減少40百万円、未払金の増加88百万円及び税引前中間純利益133百万円の計上等により、資金が増加したことが主な要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、67百万円（前中間会計期間は86百万円）となりました。

これは、事業拡大に伴う有形固定資産の取得による支出11百万円及び無形固定資産の取得による支出35百万円並びに投資有価証券の取得による支出20百万円等により、資金が減少したことが主な要因であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、4百万円（前中間会計期間は292百万円）となりました。

これは、長期借入金の返済による支出14百万円等があったものの、短期借入金の増加20百万円により、資金が増加したことが主な要因であります。

2 【販売の状況】

(1) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	販売高(千円)	前年同期比(%)
モバイルコンテンツ事業	857,816	140.6
モバイルマーケティング事業	35,020	122.3
合計	892,836	139.7

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 当社のモバイルコンテンツ事業は、各通信キャリアの情報料回収代行サービスを利用して、一般ユーザーにコンテンツを提供するものであります。
3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間		当中間会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
(株)NTTドコモ	549,908	86.1	727,739	81.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

5 【研究開発活動】

当中間会計期間において実施した研究開発活動はありません。

今後におきましては、引き続き当社の企業価値の向上に高い効果をもたらすサービスの研究開発、また、新技術への対応を行ってまいります。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、事業拡大等により、以下の設備を取得いたしました。なお、以下の設備は、前事業年度において計画していたものを含めております。

事業所名 (所在地)	事業の部門別 の名称	設備の内容	取得価額(千円)			完了年月	従業員数 (名)
			器具備品	ソフトウェア	合計		
本社 (福岡市中央区)	全社共通	開発用設備及び ソフトウェア等	8,243	22,973	31,216	平成19年 9月	32[4]
東京支店 (東京都港区)	全社共通	東京支店事務所 事務用機器等	650	-	650	平成19年 9月	43[4]
合計			8,893	22,973	31,866	-	75[8]

(注) 1 帳簿価額には、ソフトウェア仮勘定の金額は含んでおりません。

2 金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

前事業年度末に計画していた設備計画のうち、重要な設備計画の変更はありません。

(2) 重要な設備計画の完了

前事業年度末に計画していた設備計画のうち、当中間会計期間に完了したものは、「1 主要な設備の状況」に含めております。

(3) 重要な設備の新設等

当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等の計画はありません。

(4) 重要な設備の除却等

当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,840
計	90,840

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月18日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,710	22,714	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー ー・マーケット— 「ヘラクレス」)	—
計	22,710	22,714	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成18年11月7日の株式分割（1：2）の効力発生により、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されており、以下は調整後の内容となっております。

① 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

第1回新株予約権（平成18年1月31日臨時株主総会決議に基づく平成18年2月2日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 平成19年9月30日	提出日の前月末現在 平成19年11月30日
新株予約権の数（個）	75	71
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	150	142
新株予約権の行使時の払込金額（円）	5,450 (注)1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年2月1日 至 平成28年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 5,450 資本組入額 2,725	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

- a 期間
上場日より2年経過した日からとする。
- b 権利行使可能な新株予約権数の上限
割当を受けた新株予約権のすべて。
- ② 新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。
- ③ 新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。
- ④ その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
- 3 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

② 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

第2回新株予約権(平成18年1月31日臨時株主総会決議に基づく平成18年2月2日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 平成19年9月30日	提出日の前月末現在 平成19年11月30日
新株予約権の数(個)	30	29
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60	58
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年2月3日 至 平成28年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

I. a 期間

上場日より半年経過した日から、上場日より2年経過する日まで

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権数の2分の1まで（小数点1位以下は切り上げ）。ただし、当該上限個数が1個未満のときは1個まで。

II. a 期間

上場日より2年経過した日から上場日より5年経過する日まで

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

なお、平成18年10月26日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議において、新株予約権の行使条件における「期間」及び「権利行使可能な新株予約権数の上限」を、それぞれ「平成18年10月26日以降」及び「割当を受けた新株予約権のすべて」に変更しております。

- ② 新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。
- ③ 新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。
- ④ その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

③ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

第3回新株予約権（平成18年1月31日臨時株主総会決議に基づく平成18年6月30日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 平成19年9月30日	提出日の前月末現在 平成19年11月30日
新株予約権の数（個）	42	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	84	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	5,450 (注)1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年2月1日 至 平成28年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 5,450 資本組入額 2,725	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。
 - a 期間
上場日より2年経過した日からとする。
 - b 権利行使可能な新株予約権数の上限
割当を受けた新株予約権のすべて。
- ② 新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。
- ③ 新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。
- ④ その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

④ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

第4回新株予約権(平成18年1月31日臨時株主総会決議に基づく平成18年6月30日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 平成19年9月30日	提出日の前月末現在 平成19年11月30日
新株予約権の数(個)	2	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4	2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年2月3日 至 平成28年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

I. a 期間

上場日より半年経過した日から、上場日より2年経過する日まで

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権数の2分の1まで(小数点1位以下は切り上げ)。ただし、当該上限個数が1個未満のときは1個まで。

II. a 期間

上場日より2年経過した日から上場日より5年経過する日まで

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

- ② 新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。
- ③ 新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。
- ④ その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

⑤ 会社法第239条の規定に基づく新株予約権

第5回新株予約権(平成18年8月31日臨時株主総会決議に基づく平成18年8月31日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 平成19年9月30日	提出日の前月末現在 平成19年11月30日
新株予約権の数(個)	47	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	94	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,500 (注)1	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年9月1日 至平成28年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,500 資本組入額 17,750	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額35,500円(以下「行使価額」という。)に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記行使金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。
 - a 期間
上場日より2年経過した日からとする。
 - b 権利行使可能な新株予約権数の上限
割当を受けた新株予約権のすべて。
- ② 新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。
- ③ 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。
- ④ その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年9月30日	—	22,710	—	457,976	—	447,976

(注) 平成19年10月1日から平成19年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が4株、資本金及び資本準備金がそれぞれ10千円増加しました。

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
永田 万里子	福岡県福岡市中央区	10,700	47.12
投資事業有限責任組合GB-III	東京都千代田区内幸町1丁目1番1号	1,749	7.70
電通ドットコム第三号投資事業 有限責任組合	東京都中央区築地1丁目9番5号	600	2.64
RIP1号R&D投資組合	東京都中央区銀座8丁目4番17号	600	2.64
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3番1号	591	2.60
新島 昌裕	福岡県福岡市南区	540	2.38
高木 勝	福岡県福岡市中央区	480	2.11
北村 勝利	埼玉県新座市	360	1.59
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4番6号	355	1.56
松井証券株式会社(業務口)	東京都千代田区麹町1丁目4番	210	0.93
計	—	16,185	71.27

(注) 前事業年度末現在、主要株主であった投資事業有限責任組合GB-IIIは、当中間会計期間末では主要株主ではなくなりました。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,710	22,710	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	22,710	—	—
総株主の議決権	—	22,710	—

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	795,000	555,000	444,000	350,000	283,000	314,000
最低(円)	423,000	303,000	307,000	231,000	161,000	181,000

(注) 株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、この半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	クリエイティブ マネジメント部長	永田 祐一郎	平成19年9月28日
取締役	モバイルコンテンツ 事業本部長	今井 明弘	平成19年9月28日

(2) 役員の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長 (新規事業開発室長)	代表取締役社長	永田 万里子	平成19年10月1日
取締役 (管理部長)	取締役 (管理部長兼社長室長)	山内 征宏	平成19年10月1日
取締役 (モバイルマーケティング事業部長 兼モバイルコンテンツ事業部長)	取締役 (モバイルマーケティング 事業部長)	北村 勝利	平成19年10月1日
取締役	取締役 (新規事業開発室長)	長橋 良治	平成19年10月1日

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、前中間会計期間に係る中間監査報告書は、平成19年2月19日に提出した有価証券届出書に添付されたものを利用しております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		285,020		964,441		946,481	
2 売掛金		374,798		482,502		522,604	
3 たな卸資産		2,884		281		—	
4 その他		15,445		19,840		22,839	
貸倒引当金		△3,064		△4,263		△3,519	
流動資産合計		675,084	85.5	1,462,803	87.7	1,488,407	91.2
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1	34,572	4.4	44,959	2.7	43,164	2.7
2 無形固定資産		20,787	2.6	78,394	4.7	39,321	2.4
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		—		20,000		—	
(2) 差入敷金保証金		57,897		57,906		57,800	
(3) その他		1,589		3,354		2,677	
投資その他の 資産合計		59,487	7.5	81,261	4.9	60,477	3.7
固定資産合計		114,848	14.5	204,615	12.3	142,964	8.8
資産合計		789,932	100.0	1,667,418	100.0	1,631,371	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		29,508		20,666		40,419	
2 短期借入金		50,800		20,000		—	
3 一年以内返済予定の 長期借入金		23,432		29,996		29,996	
4 未払金		97,941		192,856		98,967	
5 未払法人税等		76,659		49,564		148,650	
6 その他	※2	29,242		30,170		51,124	
流動負債合計		307,584	38.9	343,253	20.6	369,157	22.6
II 固定負債							
1 長期借入金		47,032		30,841		45,839	
固定負債合計		47,032	6.0	30,841	1.8	45,839	2.8
負債合計		354,616	44.9	374,094	22.4	414,996	25.4
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		134,886		457,976		457,976	
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		124,886		447,976		447,976	
資本剰余金合計		124,886		447,976		447,976	
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		175,250		386,135		309,598	
利益剰余金合計		175,250		386,135		309,598	
株主資本合計		435,023	55.1	1,292,088	77.5	1,215,551	74.5
II 新株予約権		293	0.0	1,234	0.1	822	0.1
純資産合計		435,316	55.1	1,293,323	77.6	1,216,374	74.6
負債純資産合計		789,932	100.0	1,667,418	100.0	1,631,371	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
売上高			638,939	100.0		892,836	100.0		1,530,072	100.0
売上原価			149,851	23.5		231,830	26.0		392,523	25.7
売上総利益			489,088	76.5		661,006	74.0		1,137,548	74.3
販売費及び一般管理費	1		312,756	48.9		524,915	58.8		711,506	46.5
営業利益			176,331	27.6		136,091	15.2		426,041	27.8
営業外収益	2		722	0.1		1,116	0.2		1,407	0.1
営業外費用	3		1,787	0.3		870	0.1		26,205	1.7
経常利益			175,266	27.4		136,337	15.3		401,243	26.2
特別損失	4		-	-		2,706	0.3		-	-
税引前中間 (当期)純利益			175,266	27.4		133,631	15.0		401,243	26.2
法人税、住民税 及び事業税		73,000			47,000			174,278		
法人税等調整額		558	72,441	11.3	10,094	57,094	6.4	10,207	164,070	10.7
中間(当期)純利益			102,824	16.1		76,536	8.6		237,173	15.5

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(千円)	25,369	15,369	72,425	113,163	—	113,163
中間会計期間中の変動額						
新株の発行	109,517	109,517		219,035		219,035
中間純利益			102,824	102,824		102,824
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)					293	293
中間会計期間中の変動額合計(千円)	109,517	109,517	102,824	321,859	293	322,152
平成18年9月30日残高(千円)	134,886	124,886	175,250	435,023	293	435,316

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高(千円)	457,976	447,976	309,598	1,215,551	822	1,216,374
中間会計期間中の変動額						
中間純利益			76,536	76,536		76,536
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)					411	411
中間会計期間中の変動額合計(千円)	—	—	76,536	76,536	411	76,948
平成19年9月30日残高(千円)	457,976	447,976	386,135	1,292,088	1,234	1,293,323

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(千円)	25,369	15,369	72,425	113,163	—	113,163
事業年度中の変動額						
新株の発行	432,607	432,607		865,215		865,215
当期純利益			237,173	237,173		237,173
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					822	822
事業年度中の変動額合計(千円)	432,607	432,607	237,173	1,102,388	822	1,103,211
平成19年3月31日残高(千円)	457,976	447,976	309,598	1,215,551	822	1,216,374

【中間キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度の 要約キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
1		175,266	133,631	401,243
2		7,394	12,471	17,116
3		857	744	1,311
4		1,020	869	2,138
5		-	2,706	-
6		141,366	40,101	289,173
7		2,884	281	-
8		17,861	23,012	26,008
9		45,955	88,399	35,956
10		517	18,014	14,922
11		10,494	8,245	26,400
小計		115,117	229,371	235,925
12		65,870	148,519	98,908
営業活動によるキャッシュ・フロー				
		49,247	80,851	137,017
投資活動によるキャッシュ・フロー				
1		28,468	11,540	34,690
2		15,088	35,756	31,923
3		-	20,000	-
4		47,662	-	47,662
5		4,977	-	5,074
6		28	271	46
投資活動によるキャッシュ・フロー				
		86,213	67,025	109,249
財務活動によるキャッシュ・フロー				
1		19,126	20,000	31,674
2		60,000	-	90,000
3		3,797	14,998	28,426
4		218,268	-	861,481
5		1,115	868	2,171
財務活動によるキャッシュ・フロー				
		292,482	4,133	889,209
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)				
		255,516	17,959	916,977
現金及び現金同等物の期首残高				
		29,504	946,481	29,504
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高				
		285,020	964,441	946,481

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛品 個別法による原価法を採用しております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(利息法)</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛品 同左</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛品 同左</p>												
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="271 750 566 817"> <tr> <td>建物</td> <td>10年～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4年～8年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2年～5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	10年～15年	器具備品	4年～8年	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="694 750 989 817"> <tr> <td>建物</td> <td>10年～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4年～8年</td> </tr> </table> <p>(会計処理の変更) 当中間会計期間より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により、減価償却費を計上しております。 なお、この変更に伴う売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 なお、この変更に伴う売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	建物	10年～15年	器具備品	4年～8年	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1109 750 1404 817"> <tr> <td>建物</td> <td>10年～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4年～8年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	建物	10年～15年	器具備品	4年～8年
建物	10年～15年													
器具備品	4年～8年													
建物	10年～15年													
器具備品	4年～8年													
建物	10年～15年													
器具備品	4年～8年													

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>3 繰延資産の処理方法 株式交付費 支払時に全額費用処理しております。</p>	<p>3 繰延資産の処理方法</p>	<p>3 繰延資産の処理方法 株式交付費 支払時に全額費用処理しております。 (表示方法の変更) 当事業年度より「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。 これにより、前事業年度まで新株発行に係る費用は「新株発行費」として表示しておりましたが、当事業年度より「株式交付費」として表示しております。</p>
<p>4 引当金の計上基準 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>4 引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p>	<p>4 引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p>
<p>5 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>5 リース取引の処理方法 同左</p>	<p>5 リース取引の処理方法 同左</p>
<p>6 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>6 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>	<p>6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>
<p>7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は435,023千円であります。</p> <p>当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,215,551千円あります。</p> <p>当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
<p>(ストック・オプション等に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、売上総利益81千円、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益が293千円減少しております。</p>		<p>(ストック・オプション等に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、売上総利益240千円、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ822千円減少しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 10,782千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 22,682千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 16,444千円
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、未払消費税等を流動負債の「その他」に含めて表示しております。	2 消費税等の取扱い 同左	

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1 販売費及び一般管理費の主要項目 広告宣伝費 104,806千円 回収代行手数料 53,914千円 給与手当 47,661千円	1 販売費及び一般管理費の主要項目 広告宣伝費 195,226千円 回収代行手数料 75,790千円 給与手当 74,661千円	1 販売費及び一般管理費の主要項目 広告宣伝費 254,646千円 回収代行手数料 124,770千円 給与手当 104,565千円
2 営業外収益の主要項目 受取利息 28千円 補助金収入 600千円	2 営業外収益の主要項目 受取利息 457千円 補助金収入 600千円	2 営業外収益の主要項目 受取利息 46千円 補助金収入 1,200千円
3 営業外費用の主要項目 支払利息 1,020千円 株式交付費 766千円	3 営業外費用の主要項目 支払利息 869千円	3 営業外費用の主要項目 支払利息 2,138千円 株式交付費 3,733千円 株式公開費用 19,823千円
	4 特別損失の主要項目 固定資産除却損 2,706千円	
5 減価償却実施額 有形固定資産 4,396千円 無形固定資産 2,997千円	5 減価償却実施額 有形固定資産 7,043千円 無形固定資産 5,427千円	5 減価償却実施額 有形固定資産 10,059千円 無形固定資産 7,057千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	6,820	3,085	-	9,905

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加3,085株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
		前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末	
ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	293	

(注) 上記新株予約権は、権利行使可能期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	22,710	-	-	22,710

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
		前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末	
ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	1,234	

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,820	15,890	-	22,710

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、第三者割当による新株発行による増加(3,085株)、新株予約権の行使による増加(200株)、株式分割による増加(10,105株)及び公募増資による新株発行による増加(2,500株)であります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-				822

(注) 上記新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致しております。	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 同左	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致しております。

(リース取引関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

会社の事業内容に照らして重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、中間財務諸表等規則第5条の3の規定により、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定を準用し、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

会社の事業内容に照らして重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、中間財務諸表等規則第5条の3の規定により、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定を準用し、記載を省略しております。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

会社の事業内容に照らして重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により記載を省略しております。

(有価証券関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 時価評価されていない主な有価証券

内容	中間貸借対照表計上額(千円)
(1) 満期保有目的の債券 非上場外国債券	20,000
計	20,000

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 スtock・オプションにかかる当中間会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価(給与手当)	81千円
販売費及び一般管理費(給与手当)	211千円

2 当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

名称	第3回新株予約権	
決議年月日	平成18年1月31日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 19名	
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 47株	
付与日	平成18年6月30日	
権利確定条件	付与日(平成18年6月30日)以降、権利確定日(上場日より2年経過する日)まで継続して勤務していること。	
対象勤務期間	上場日より2年経過する日まで。	
権利行使期間	権利確定日から平成28年1月31日まで。	
権利行使価格(円)	10,900円	
付与日における公正な評価単価(円)	71,000円	

名称	第4回新株予約権	
決議年月日	平成18年1月31日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1名	
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 2株	
付与日	平成18年6月30日	
権利確定条件	割当を受けた新株予約権数の2分の1まで 付与日(平成18年6月30日)以降、権利確定日(上場日より半年経過する日)まで継続して勤務していること。	割当を受けた新株予約権数のすべて 付与日(平成18年6月30日)以降、権利確定日(上場日より2年経過する日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	上場日より半年経過する日まで。	上場日より2年経過する日まで。
権利行使期間	上場日より半年経過した日から上場日より2年経過する日まで。	上場日より2年経過した日から上場日より5年経過する日まで。
権利行使価格(円)	10,900円	同左
付与日における公正な評価単価(円)	71,000円	同左

名称	第5回新株予約権	
決議年月日	平成18年8月31日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5名	
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 47株	
付与日	平成18年8月31日	
権利確定条件	付与日(平成18年8月31日)以降、権利確定日(上場日より2年経過する日)まで継続して勤務していること。	
対象勤務期間	上場日より2年経過する日まで。	
権利行使期間	権利確定日から平成28年8月31日まで。	
権利行使価格(円)	71,000円	
付与日における公正な評価単価(円)	71,000円	

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 スtock・オプションにかかる当中間会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価(給与手当)	114千円
販売費及び一般管理費(給与手当)	297千円

2 当中間会計期間に付与したStock・オプションの内容

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 スtock・オプションにかかる当事業年度における費用計上額及び科目名

売上原価(給与手当)	240千円
販売費及び一般管理費(給与手当)	582千円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

Stock・オプションの数につきましては、株式数に換算して記載しております。なお、平成18年11月7日付で普通株式1株に対し普通株式2株の割合で株式分割を行ったため、分割後の株式数、権利行使価格及び公正な評価単価を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第2回新株予約権
株主総会決議年月日	平成18年1月31日	平成18年1月31日	同左
取締役会決議年月日	平成18年2月2日	平成18年2月2日	同左
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役1名、 従業員21名	当社の取締役1名	当社の監査役1名、 従業員10名
株式の種類及び付与数	普通株式 194株	普通株式 400株	普通株式 78株
付与日	平成18年2月3日	平成18年2月3日	同左
権利確定条件	付与日(平成18年2月3日)から権利確定日(平成21年3月19日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成18年2月3日)から権利確定日(平成18年10月26日)まで継続して勤務していること。	(注)1
対象勤務期間	平成18年2月3日～ 平成21年3月19日	平成18年2月3日～ 平成18年10月26日	上記付与日から 権利確定日の期間
権利行使期間	権利確定後から 平成28年1月31日まで	権利確定後から 平成28年1月31日まで	権利確定後から 平成24年3月19日まで

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
株主総会決議年月日	平成18年1月31日	平成18年1月31日	平成18年8月31日
取締役会決議年月日	平成18年6月30日	平成18年6月30日	平成18年8月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員19名	当社の従業員1名	当社の取締役5名
株式の種類及び付与数	普通株式 94株	普通株式 4株	普通株式 94株
付与日	平成18年6月30日	平成18年6月30日	平成18年8月31日
権利確定条件	付与日(平成18年6月30日)から権利確定日(平成21年3月19日)まで継続して勤務していること。	(注)2	付与日(平成18年8月31日)から権利確定日(平成21年3月19日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成18年6月30日～平成21年3月19日	上記付与日から権利確定日の期間	平成18年8月31日～平成21年3月19日
権利行使期間	権利確定後から平成28年1月31日まで	権利確定後から平成24年3月19日まで	権利確定後から平成28年8月31日まで

(注) 1 割当を受けた新株予約権数の2分の1までについては、付与日(平成18年2月3日)以降、権利確定日(平成19年9月19日)まで継続して勤務していること。また、割当を受けた新株予約権数のすべてについては、付与日(平成18年2月3日)以降、権利確定日(平成21年3月19日)まで継続して勤務していること。

2 割当を受けた新株予約権数の2分の1までについては、付与日(平成18年6月30日)以降、権利確定日(平成19年9月19日)まで継続して勤務していること。また、割当を受けた新株予約権数のすべてについては、付与日(平成18年6月30日)以降、権利確定日(平成21年3月19日)まで継続して勤務していること。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
取締役会決議 年月日	平成18年 2月2日	平成18年 2月2日	平成18年 2月2日	平成18年 6月30日	平成18年 6月30日	平成18年 8月31日
権利確定前(株)						
前事業年度末	184	400	78	-	-	-
付与	-	-	-	94	4	94
失効	16	-	4	-	-	-
権利確定	-	400	-	-	-	-
未確定残	168	-	74	94	4	94
権利確定後(株)						
前事業年度末	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	400	-	-	-	-
権利行使	-	400	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-	-	-

単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
取締役会決議 年月日	平成18年 2月2日	平成18年 2月2日	平成18年 2月2日	平成18年 6月30日	平成18年 6月30日	平成18年 8月31日
権利行使価格 (円)	5,450	5,450	5,450	5,450	5,450	35,500
行使時平均株価 (円)	-	(注1) -	-	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-	30,050	30,050	-

(注) 1 権利行使時においては、当社は未公開企業であったため、行使時平均株価は記載しておりません。

3 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度にストック・オプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であったため、公正な評価単価の見積は、本源的価値の見積りに基づいて算定しております。なお、本源的価値を算出するための基礎となった算定時点における自社の株式の評価方法は、純資産価額方式と類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額は、以下のとおりであります。

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
取締役会決議年月日	平成18年6月30日	平成18年6月30日	平成18年8月31日
付与数(株)	94	4	94
公正な評価単価(円)	30,050	30,050	-
行使価格(円)	5,450	5,450	35,500
本源的価値合計(千円)	2,824	120	-

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 自 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 43,919円58銭	1株当たり純資産額 56,895円14銭	1株当たり純資産額 53,524円96銭
1株当たり中間純利益 14,166円50銭	1株当たり中間純利益 3,370円18銭	1株当たり当期純利益 13,615円30銭
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 —	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 3,311円71銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 13,159円52銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。</p>	<p>当社は、平成18年11月7日付で普通株式1株に対し普通株式2株の割合で株式分割を行っております。</p> <p>前期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における前中間会計期間の(1株当たり情報)の各数値は以下のとおりであります。</p> <p>1株当たり純資産額 21,959円79銭</p> <p>1株当たり中間純利益 7,083円25銭</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高がありますが、前中間会計期間の当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないことから、記載しておりません。</p>	<p>当社は、平成18年11月7日付で普通株式1株に対し普通株式2株の割合で株式分割を行っております。</p> <p>前期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における前事業年度の(1株当たり情報)の各数値は以下のとおりであります。</p> <p>1株当たり純資産額 8,296円46銭</p> <p>1株当たり当期純利益 6,455円13銭</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、前事業年度の当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないことから、記載しておりません。</p>

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	435,316	1,293,323	1,216,374
純資産の部の合計額から控 除する金額(千円)	293	1,234	822
(うち新株予約権)	(293)	(1,234)	(822)
普通株式に係る中間期末(期 末)の純資産額(千円)	435,023	1,292,088	1,215,551
1株当たり純資産額の算定 に用いられた中間期末(期 末)の普通株式の数(株)	9,905	22,710	22,710

2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 自 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間損益計算書(損益計算書)上の中間(当期)純利益(千円)	102,824	76,536	237,173
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	102,824	76,536	237,173
普通株式の期中平均株式数(株)	7,258	22,710	17,419
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	—	401	603
(うち新株予約権)	(—)	(401)	(603)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権4種類 新株予約権の数 372個 会社法第239条の規定に基づく新株予約権1種類 新株予約権の数 47個	—	—

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 自 平成19年3月31日)						
<p>(株式分割)</p> <p>平成18年10月16日開催の当社取締役会において、次のように株式分割による新株式発行を決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。</p> <p>1 平成18年11月7日付をもって同日最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数を1株につき2株の割合をもって分割する。</p> <p>2 分割により増加する株式数 普通株式 10,105株</p> <p>前期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における(1株当たり情報)の各数値はそれぞれ以下の通りであります。</p> <table border="1" data-bbox="172 860 571 1016"> <thead> <tr> <th>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</th> <th>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 21,959円79銭</td> <td>1株当たり純資産額 8,296円46銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利益 7,083円25銭</td> <td>1株当たり当期純利益 6,455円13銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。</p>	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	1株当たり純資産額 21,959円79銭	1株当たり純資産額 8,296円46銭	1株当たり中間純利益 7,083円25銭	1株当たり当期純利益 6,455円13銭	<p>(子会社の設立)</p> <p>平成19年11月8日開催の当社取締役会において、当社が全額出資する株式会社フィール・ジーを新たに設立することを決議し、平成19年12月5日設立いたしました。その概要は以下のとおりであります。</p> <p>1 会社設立の目的 コミュニケーションサービスとEコマースサービスが融合した新しいギフト事業に進出するためであります。</p> <p>2 会社名 株式会社フィール・ジー</p> <p>3 設立年月日 平成19年12月5日</p> <p>4 資本金 80,000千円</p> <p>5 所在地 東京都港区麻布十番一丁目10番10号</p> <p>6 出資比率 当社 100%</p> <p>7 事業内容 IT及びEコマースを活用したギフトサービスを主体とした業務</p> <p>(包括的事業提携)</p> <p>当社は、平成19年11月28日開催の取締役会において、100%出資子会社である株式会社フィール・ジー(以下、(株)フィール・ジー)と電子金券開発株式会社(以下、電子金券開発(株))との間で、ギフト関連事業につき、平成19年12月5日付で包括的事業提携契約の締結を行う旨決議し、同日締結いたしました。</p> <p>1 電子金券開発(株)の概要</p> <p>① 会社名 電子金券開発株式会社</p> <p>② 事業内容 ギフト用品等の企画・製作・販売</p> <p>③ 設立年月日 平成16年12月20日</p> <p>④ 所在地 東京都港区六本木七丁目15番14号</p>	
当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)							
1株当たり純資産額 21,959円79銭	1株当たり純資産額 8,296円46銭							
1株当たり中間純利益 7,083円25銭	1株当たり当期純利益 6,455円13銭							

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 自 平成19年3月31日)
	<p>2 包括的事業提携契約の概要</p> <p>① (株)フィール・ジーと電子金券開発(株)はE C事業、ギフト関連事業に関して、双方の経営資源を可能な限り共有し取り組む。</p> <p>② (株)フィール・ジーが電子金券を発行し、電子金券開発(株)が商品調達と商流管理を行う。</p> <p>③ 電子金券開発(株)が保有する電子金券発行・管理システム、その他本事業に必要なシステムに関する知的財産権を(株)フィール・ジーに有償にて譲渡する。</p> <p>④ (株)フィール・ジー及び電子金券開発(株)は、各自が本事業に係る情報を共有する。</p> <p>⑤ 当社及び電子金券開発(株)から、(株)フィール・ジーへ両社の役職員が出向・転籍し事業を開始する。</p>	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|--|-----------------------------|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第7期) | 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日
福岡財務支局長に提出 |
| (2) 有価証券報告書の
訂正報告書 | 平成19年6月28日に提出した有価証券報告書の
訂正報告書 | | 平成19年9月18日
福岡財務支局長に提出 |
| (3) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2
項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨
時報告書 | | 平成19年10月5日
福岡財務支局長に提出 |
| | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2
項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく
臨時報告書 | | 平成19年12月5日
福岡財務支局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年2月9日

株式会社アイフリーク
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 山下 隆 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 筆野 力 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイフリークの平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券届出書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月17日

株式会社アイフリーク
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 筆野 力 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原田 清朗 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイフリークの平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

